

重要

<消費税の計算方法についてのセルフチェック>

消費税の確定申告が必要な方は、P.1～4の内容の全てを確認したうえで、
以下について記入し、所得税及び消費税の確定申告当日に必ずご持参ください。

- 基準期間の課税売上高(P.3～4消費税の申告書にも記入します。)は、_____円です。
- インボイス発行事業者として、(令和5年__月__日に登録をしました。 / していません。)
- 簡易課税制度選択届出書を令和5年から適用となるように提出(しています。 / していません。)
- 令和5年分の消費税申告を(**2割特例** / **簡易課税(要事前届出)** / **一般課税**)により行います。

●2割特例とは(免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の負担軽減策)

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × 80%

売上税額の
2割

(例) 1年間の売上げが700万円(税70万円)の場合

70万円(売上税額) × 80% = 56万円(仕入税額)

70万円(売上税額) - 56万円(仕入税額) = 14万円(納付税額)

免税事業者向け
リーフレット



●2割特例適用の判定フローチャート

インボイス発行事業者(「みなし登録期間(※)」中の相続人を含む)ですか?

いいえ→

はい↓

次のいずれかにより、令和5年分は1月1日より課税事業者となりますか?

① 基準期間(令和3年分)の課税売上高(P.3～4)が1,000万円超

はい→

② 令和3～4年に相続により事業承継し、相続人と被相続人の基準期間の課税売上高の合計額が1,000万円超

いいえ↓

令和5年に相続により事業承継し、被相続人の基準期間の課税売上高が1,000万円超となったため、課税事業者となりますか?

いいえ↓

はい↓

インボイス発行事業者の登録は相続(死亡)日以前ですか?

いいえ→

はい↓

2割特例を適用できます。

(原則通り、簡易課税又は一般課税で申告します。)
2割特例は選択できません。

(※)「みなし登録期間」とは

相続によりインボイス発行事業者の事業を相続人が継承した場合には、相続人がインボイス登録するまでの間で死亡日の翌日から4か月は、「被相続人の登録番号を相続人の登録番号とみなす」こととされています。尚、上記「相続があった場合の納税義務の判定」に関わらず、みなし登録期間について相続人は課税事業者として消費税の申告が必要となります。

●以下の場合には、個別に事務局までお問い合わせください。

- 相続により事業承継をしたが、「相続年・相続の翌年・翌々年の納税義務の判定」について分からない場合
- 令和4年1～6月における課税売上高(かつ、同期間の支払給与等の金額)が1千万円を超える場合
- 「高額特定資産(税抜1,000万円以上の資産)」を取得した場合の納税義務の免除の特例の適用を受ける場合
- 「課税事業者選択届出書」を提出している場合
- 「課税期間特例選択届出書」を提出している場合

●2割特例の適用に当たっての留意点

- 簡易課税と一般課税のいずれを選択している場合でも、要件を満たす限り、事前の届出などを提出する必要はなく、消費税申告の際に2割特例を選択適用することが可能です。(申告書の様式は簡易課税や一般課税のものを使用します。)
- 簡易課税の第1種(卸売業)である場合や、一般課税で多額の設備投資がある場合などには、2割特例の適用が納付税額の計算で不利となることがあります。
- 2割特例を適用できない場合で、簡易課税(事前届出要)や一般課税で消費税の計算を行うときは、それぞれの計算方法に合わせた記帳と書類の保存が必要となります。よって、基本的には、簡易課税・一般課税ともに通常の日常取引の記帳を行っておき、申告時の選択を行うようにしてください。

●簡易課税とは(消費税を概算する計算方法 / 事務・インボイス対応の負担 小)

「課税売上に係る消費税額」と事業に応じた「みなし仕入率」から、納付税額を計算します。概算で控除するため、経費等の支払先がインボイス発行事業者かどうかの確認が不要です。

売上げの消費税額 - 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上げの消費税額 × みなし仕入率

(例) サービス業
の場合は50%

(例) 1年間の売上げが700万円(税70万円)の場合

70万円(売上税額) × 50% = 35万円(仕入税額)

70万円(売上税額) - 35万円(仕入税額) = 35万円(納付税額)

簡易課税制度の
事業区分の表



- 【ポイント】 ①事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を管轄の税務署長に提出する必要があります。
②基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間のみ適用できます。

【令和5年分から簡易課税の適用を受ける場合の届出書の提出期限】

- 令和5年当初より課税事業者である方(基準期間判定) → 令和4年12月31日
- インボイス登録に伴い免税事業者から課税事業者になった方 → 令和5年12月31日

<参考> 令和5年において2割特例の適用を受けた一方で、令和6年は適用できない場合に、令和6年から簡易課税制度を選択する場合の届出期限 → 令和6年12月31日

●一般課税とは(消費税の実額を使った計算方法 / 事務・インボイス対応の負担 大)

「課税売上に係る消費税額」から「課税仕入れ等に係る消費税額」を控除し、納付・還付税額を計算します。多額に設備投資を行った場合などで、控除する金額の方が多い場合には消費税が還付となります。申告には「法定事項を記載した帳簿」と「支払先から交付されるインボイス(※)」の両方の保存が必須です。

インボイス制度開始後の一般課税は、帳簿の法定事項の記載徹底に留まらず、支払先の登録状況の確認、登録番号の管理、価格交渉など、非常に煩雑な対応が求められることとなります。また、支払先がインボイス発行事業者としての登録をせず(不明な場合も含む)、インボイスの交付を受けられない場合(※)には、その分の仕入税額控除が十分に行えないことになり、税負担が大幅に増加する可能性があります。

(※) 支払先が免税事業者でインボイスが交付されない旨を帳簿に記載し、一部控除する経過措置あり

2割特例の適用ができない場合で、支払先への制度周知や上記の対応もまた難しいときは、支払先からのインボイスの保存が不要となる計算方法「簡易課税」の選択も検討してください。

- 消費税申告が必要な課税事業者か、それとも必要のない免税事業者かどうかの判定は、「基準期間」における課税売上高によって行います。(インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高の規模によらず消費税の申告が必要です。)
- 今回新設された「2割特例」の措置についても、適用できるかどうかの判定は基本的に同様の基準によって行いますので、令和5年分の消費税申告にあたり、基準期間である令和3年分の課税売上高の確認が必要です。

●令和3年分が消費税の“課税事業者”であった方

令和3年分の消費税申告書の次の番号の金額を確認してください。

一般課税	「⑮課税資産の譲渡等の対価の額」	➔	<input type="text"/>	円
簡易課税	「⑮この課税期間の課税売上高」	➔	<input type="text"/>	円

(フローチャート(P.1)の判定額)

●令和3年分が消費税の“免税事業者”であった方

①決算書(一面)の「①売上(収入)金額(雑収入を含む)」	➔	<input type="text"/>	円
② ①のうち、国等の支援金や補助金、非課税取引の金額	➔	— (控除)	円
例) 一時(月次)支援金、家賃支援給付金、雇用調整助成金、感染症拡大防止協力金、小学校休業等対応助成金(支援金)			
③事業用固定資産の売却代金(課税取引・事業使用割合分)	➔	+ (加算)	円
例) 譲渡所得に含まれる事業用の建物(土地部分は含みません)や車両などの売却			
④所得税申告書 第一表「②雑所得(業務)」の収入金額	➔	+ (加算)	円
⑤ ①~④の合計額(フローチャート(P.1)の判定額)	➔	<input type="text"/>	円

●課税売上高とは

消費税の課税対象となる取引の売上高(事業活動に付随して行われる取引、例えば、**事業用建物の売却なども含まれます。**)をいいます。ほとんどの取引に係る売上高が課税売上高に該当しますが、これには輸出取引などの免税売上を含む一方で、**国等の支援金や補助金など消費税の不課税取引に係る収入等や、土地の売却収入、住宅家賃、社会保険診療報酬など、消費税の非課税取引に係る収入等は除かれます。**



<基準期間(令和3年)の課税売上高>

- 消費税申告が必要な課税事業者か、それとも必要のない免税事業者かどうかの判定は、「基準期間」における課税売上高によって行います。(インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高の規模によらず消費税の申告が必要です。)
- 今回新設された「2割特例」の措置についても、適用できるかどうかの判定は基本的に同様の基準によって行いますので、令和5年分の消費税申告にあたり、基準期間である令和3年分の課税売上高の確認が必要です。

●令和3年分が消費税の課税事業者であった方

令和3年分の消費税申告書の次の番号の金額を確認してください。

一般課税	「⑤課税資産の譲渡等の対価の額」	→	<input type="text"/>	円
簡易課税	「⑤この課税期間の課税売上高」	→	<input type="text"/>	円

(フローチャート(P.1)の判定額)

●令和3年分が消費税の免税事業者であった方

①決算書(一面)の「④収入金額の計」	→	<input type="text"/>	円
②①のうち、国等補助金、住宅の家賃・礼金・更新料の金額	→	— (控除)	円
③事業用固定資産の売却代金(課税取引・事業使用割合分)	→	+ (加算)	円
例) 譲渡所得に含まれる事業用の建物(土地部分は含みません)や車両などの売却			
④所得税申告書 第一表「②雑所得(業務)」の収入金額	→	+ (加算)	円
⑤①～④の合計額(フローチャート(P.1)の判定額)	→	<input type="text"/>	円

●課税売上高とは

消費税の課税対象となる取引の売上高(事業活動に付随して行われる取引、例えば、**事業用建物の売却なども含まれます**。)をいいます。ほとんどの取引に係る売上高が課税売上高に該当しますが、これには輸出取引などの免税売上を含む一方で、**国等の支援金や補助金など消費税の不課税取引に係る収入等や、土地の売却収入、住宅家賃、社会保険診療報酬など、消費税の非課税取引に係る収入等は除かれます**。



一般社団法人 みどり青色申告会

登録番号 T 8020005005010
 〒227-0064 横浜市青葉区田奈町13-17
 TEL 045-989-5011
 FAX 045-989-5022
 予約TEL 050-3719-5607
 e-mail midori-aoiro@nifty.com
 ホームページ <https://www.midori-aoiro.or.jp/>